

大学間学術交流協定に基づく派遣交換留学生募集要項 (2020年度一次募集)

I. 概要

派遣交換留学とは、東北大学の正規生を対象とした、本学と大学間学術交流協定を結ぶ海外の大学（以下、「大学間協定校」と記載する。）及び国際教育協会（IIE）の Global Engineering Education Exchange 加盟校（以下、「GE3 加盟校」と記載する。）へ交換留学生として通常 1 学期～1 年間留学する制度です。留学先大学等では現地学生と共に科目履修又は研究等を行い、単位取得も可能です。

なお、留学先大学等で取得した単位の本学における認定については、各部局において取扱いが異なります。

また、授業料については、留学中も本学に納め、一部の大学を除き、派遣先大学へ支払う必要はありません。

1. 留学先大学等

大学間協定校 232 機関及び GE3 加盟校 73 大学から選ぶことができます。留学先大学等の詳細についてはグローバルラーニングセンターHP に掲載している「大学間学術交流協定校 交換留学関連情報」及び「GE3 加盟校 交換留学関連情報」を参照してください。

URL: (<https://www.insc.tohoku.ac.jp/japanese/studyabroad/all/application/>)

- ※ 留学先大学等によっては、年度により本学からの交換留学生を受け付けない場合があります。その場合は、選考際に他の留学希望大学等の希望順位を繰り上げることがあります。
- ※ 各部局で海外の大学と学生相互交流の協定を締結している場合もありますが、それらの大学への留学希望者は、所属部局に問い合わせてください。(部局間学術交流協定に基づく留学)
- ※ 大学間協定校、GE3加盟校の一部は重複しています。重複する大学に応募する場合は、原則、大学間協定による「交換留学生」として申請します。

2. 派遣期間

2020 年度夏・秋（通常 7 月～10 月）から 1 学期ないし 2 学期間

※各留学先大学等によって留学可能期間が異なりますので留意ください。

3. 応募から帰国後までのスケジュール

年	月	日 等	項 目
2019年	10月	1日(火)	応募受付開始
		25日(金) 17:00	オンライン登録期限【Ⅲ.応募方法 1 参照】
		下旬頃	応募書類提出期限【Ⅲ.応募方法 2 参照】
	11月	中旬	一次選考：書類審査
		20日(水) ～22日(金)	二次選考：面接
	12月	上旬	学内選考合格者決定
中旬～随時		留学希望大学等への申請	
16日(月) 18:30～		第1回オリエンテーション	
2020年	2月	3日(月) 18:30～	第2回オリエンテーション
	6月	～随時	留学希望大学等から選考結果の受領
	7月	3日(金) 18:30～	第3回オリエンテーション
		～随時	留学開始
2021年	5月		事後報告会（4月までの帰国者対象）
	10月		事後報告会（10月までの帰国者対象）

II. 応募条件

1. 応募資格

応募資格者は、次の全てを満たす者としてします。

- (1) 本学の正規学部学生又は大学院学生で、学業、人物ともに優秀な者
- (2) 留学希望大学等において、専門分野に関する教育を受け、また、その他の活動等を行うために十分な語学能力がある者【下記「2.語学要件」参照】

2. 語学要件

留学希望大学等における指導言語によって異なります。履修希望する授業科目が、十分に当該指導言語において開講されているかもあわせて、各自ホームページ等で確認のうえ、下表により判断してください。

留学希望大学等における指導言語	語学要件 ※以下、指導言語毎に記載の要件をすべて満たすこと。
① 英語	① TOEFL iBT 61 (ITP500) 又はIELTS 5.5以上のスコアを2018年10月1日以降 に取得していること。 ② 留学希望大学等が語学要件を定めている場合は、その要件を満たすこと。 ※【注1】【注2】【注5】
② 英語以外	① 語学検定試験等により本学で本交換留学プログラム応募時の語学条件としての基準として定めた「ヨーロッパ言語共通参照枠 (CEFR) 」に照らしA2相当以上を取得していること。 ② 留学希望大学等が語学要件を定めている場合は、その要件を満たすこと。 ※【注3】【注4】【注5】

注1. TOEFL 及び IELTS 以外の英語能力試験 (TOEIC、英検等) による応募は一切認めない。

注2. 学内応募時に上記期間に取得したスコアを有しない場合であっても、2016年10月1日～2018年9月30日の間に記載の条件を満たすスコアを取得しており、応募時点において、所属する部局長 (学部長、研究科長) により記載の条件を満たすスコアを有するとみなせる者と認められる場合に限り、応募を可能とする。
※詳細は、所属部局担当係に確認すること。

注3. スコアに有効期限が定められた試験の場合、2018年10月1日以降に取得したものであること。

注4. 学内応募時に注3のスコアを有しない場合及びドイツ語、フランス語、スペイン語、中国語、韓国語以外を指導言語とする場合は、留学希望学生が本学にて当該指導言語の講義等を担当する教員が発行する「ヨーロッパ言語共通参照枠 (CEFR) に照らし A2 相当以上の語学能力を有している」旨の書面を、他の応募書類とともに提出する場合、応募を可能とする。

➤ URL : <https://www.insc.tohoku.ac.jp/japanese/studyabroad/all/cefr/>

注5. 留学希望大学等の語学要件についてはグローバルラーニングセンターHP に掲載している「大学間学術交流協定校 交換留学関連情報」及び「GE3 加盟校 交換留学関連情報」を参照してください。協定校毎の語学条件を掲載します。

➤ URL : <https://www.insc.tohoku.ac.jp/japanese/studyabroad/all/application/>

3. その他の条件

- (1) 留学期間中の本学における在籍身分が「休学」とならないこと。
- (2) 授業履修などのやむを得ない場合を除き、オリエンテーション3回、事後報告会の全てに参加すること。
- (3) 留学期間終了後、本学に戻り学業を継続すること。
- (4) 本学の定める海外旅行保険に加入すること【V.留学経費等 (4) 海外旅行保険参照】。

Ⅲ.応募方法

1. オンライン登録

応募書類の提出に先立ち、以下によりオンライン登録を行ってください。

(1) オンライン登録方法

グローバルラーニングセンターHP> 申請フォーム> 交換留学（2020年度一次募集）オンライン登録

➤ <https://www.insc.tohoku.ac.jp/japanese/registration/>

(2) オンライン登録期限：2019年10月25日（金）17:00 厳守

期限内にオンライン登録を行わなかった場合、応募書類は受け付けません。

2. 応募書類の提出

(1) 応募書類

応募書類等	様式	備考
① 派遣交換留学生候補者調書	所定	記入例を 必ず 確認のうえ作成すること。
② 指導教員等の推薦書	所定	指導教員等の署名（又は記名押印）が必要。
③ 学業成績証明書	-	大学院生は、学部の成績証明書も提出すること。なお、他大学等の成績表を提出する場合は、当該大学の成績評価基準を示す資料も一緒に提出すること。
④ 語学能力証明書の写し	-	留学希望大学等に応じた要件を満たしていることが証明可能なスコアシート等。 ※ 第1～5 希望の留学希望大学等で語学要件が異なる場合は、それぞれについて要件を満たすことを証明するものが必要。 ※ スコアに有効期限が定められた試験の場合、2018年10月1日以降に取得したものに限り。
所属する部局の長の推薦書	所定	前項「II.応募条件 2.語学要件」の①注2に該当する場合に限り、④と併せて提出。 ※所属部局担当係が作成
語学担当教員の書面	任意	前項「II.応募条件 2.語学要件」の②注4に該当する場合に限り、④に代えて提出。
⑤ 派遣交換留学誓約書	所定	2部作成し、1部を提出し、もう1部は各自保管しておくこと。なお、保証人は以下のとおりとすること。 ※日本人学生：成人した家族及び親戚 留学生：成人した家族及び親戚または指導教員

〔様式ダウンロード〕

上表中の所定様式は、下記ウェブサイトからダウンロードし作成すること。

➤ <http://www.insc.tohoku.ac.jp/japanese/studyabroad/all/application/>

〔提出書類作成上の留意事項〕

- 提出書類は全て A4 判に統一すること。
- 提出書類一式の**原本 1 部（ホッチキス止めしない）及び写し 3 部（ホッチキス止めする）の計 4 部**を提出すること。
- 作成すべき当事者本人が作成したものではないことが判明した場合は不合格とする。

(2) 応募書類提出方法

所属部局（学部・研究科又は学科・専攻）担当係まで応募書類を提出してください。

(3) 応募書類提出期限

部局により異なりますので、必ず所属部局（学部・研究科又は学科・専攻）担当係に確認してください。

IV.選考・結果通知

(1) 一次選考：書類選考

(2) 二次選考：面接選考

一次選考後、二次選考対象者には、所属部局担当係を通じて連絡します。

なお、今回の応募について、2018年10月29日（月）～2019年10月25日（金）の期間に、グローバルラーニングセンター教員による留学アドバイジング【VI.その他（1）参照】を受けている者については、二次選考を免除する可能性があります。

【参考】各選考における評価のポイント

- ① 留学の目的及び動機
- ② 授業・研究活動及び学生生活に対する姿勢
- ③ 異文化適応能力
- ④ 問題解決力
- ⑤ 語学力及び学業成績

(3) 学内選考の結果通知

2019年12月上旬（予定）に、所属部局担当係を通じてお知らせします。

V.留学経費等

(1) 経費負担

留学に要する全ての経費（海外旅行保険代、往復渡航費、住居費等）は、留学生本人の自己負担とします。

(2) 授業料

大学間学術交流協定の授業料不徴収条項に基づき、協定校からは授業料は徴収されません。

（ただし、大学によっては授業料又は申請費、参加費、施設使用料等が徴収される場合があります）

本学の授業料は納付する必要がありますのでご注意ください。

(3) 奨学金

交換留学に際し申請可能な奨学金については、下記「申請可能な奨学金」を参照してください。

➤ 奨学金情報：<http://www.insc.tohoku.ac.jp/japanese/preparing/scholarship/>

(4) 海外旅行保険

交換留学生として派遣することが決定した場合、留学中の万一の事故・病気・ケガ等に対応するため、「学生教育研究災害傷害保険付帯海外留学保険」（以下、「付帯海学」という。）への加入を必須としています。

なお、留学期間中、留学先大学等が加入を求める保険がある場合、上記の海外旅行保険と合わせて加入する必要があります。各加入の保険料は留学生本人の自己負担とします。

➤ 付帯海学：http://www.insc.tohoku.ac.jp/japanese/preparing/safety/futai_kaigaku/

VI.その他

(1) 留学アドバイザー

海外留学プログラムや留学に関する様々な疑問に、国際経験豊かなグローバルラーニングセンター教員がお答えしますので積極的にご活用ください。なお、【IV.選考・結果通知(2)二次選考：面接選考】にも記載のあるとおり、指定の期間内に留学アドバイザーを受けた応募者については二次選考を免除する可能性があります。

➤ <http://www.insc.tohoku.ac.jp/japanese/global/advising/advising-sa/>

(2) 留学希望大学の選択

- 「派遣交換留学生候補者調書」【応募書類①】には、留学希望大学等を最大第5希望まで記入してください。応募書類提出期限後の追加・変更は受け付けません。
- 第1から第5希望まで、いずれも応募時に所定の語学要件を満たしている必要があります。
- 第1から第5希望の全てについて、HP等で履修可能な学部/研究科や専攻、開講授業（非英語圏の留学希望大学で英語での科目履修を希望する場合、英語により十分な数の授業科目が開講されているかの確認を含む）、出願要件等を十分に調べた上、できる限り志望動機に沿う大学を選択してください。
- 校内選考では、留学希望大学等として記入のあった大学等に対してのみ審査を行います。希望上位の大学等から順に審査を行い、大学間協定校で「校内選考合格」となった場合は1校に対して、GE3加盟校で「校内選考合格」となった場合は最大3校まで申請することが出来ます。
※申請方法等の詳細は別紙「派遣交換留学生候補者調書」【応募書類①】の記入例を参考にしてください。

(3) 合格の取り消し

本学の校内選考に合格しても、次の場合は派遣できません。

- ① 留学希望大学等の入学許可が得られなかったとき
- ② 留学開始時期（留学先大学により異なる）に応募条件を満たしていないとき
- ③ 健康を害し留学が困難となったとき
- ④ 留学希望大学等の募集人員が減ったとき
- ⑤ 派遣交換留学誓約書【応募書類⑤】に記載された事項を守れないとき
- ⑥ その他、留学が適当でないと認めるとき

(4) 留学希望大学等における受入れ可否、および所属学部や研究科等の決定

原則として本学の指導及び本人の希望により申請を行います。留学希望大学等の事情によって、必ずしも希望どおりに実現するとは限りません。留学希望大学からの入学許可をもって、派遣留学生としての身分が決定します。

(5) 入学手続き及び渡航手続き等

本人の責任により行い、これらに要する費用は本人の負担となります。

(6) イギリスの大学への留学

イギリスの大学に留学する場合、ビザの申請にIELTSスコアが必要となります。その際、TOEFLは受け付けられませんのでご注意ください。

(7) アメリカ合衆国の大学院への留学

大学院学生で、アメリカ合衆国の大学の大学院課程に入学を希望する学生は、GRE (Graduate Record Examinations)の受験が必要となる場合があります。

(8) 協定校又は国・地域における保険加入

協定校又は国・地域によっては、現地の保険への加入を義務付けている場合があります。その場合は、前項「V.留学経費等(4)海外旅行保険」に記載のとおり「学生教育研究災害傷害保険付帯海外留学保険」（「付帯海学」）と合わせて加入する必要があります。

(9) 不測の事態等による派遣の中止・中断

交換留学への参加を辞退する場合、「VI.その他（3）合格の取り消し」に該当する場合、またはテロ・自然災害等不測の事態が発生し大学の判断で派遣を中止・中断する場合は、理由を問わず、派遣前・後に発生した一切の費用（キャンセル料や、中断の場合の帰国旅費を含む）は参加学生個人が負担することとし、大学には請求できません。